

UBC情報

No. 132

Selected Clients & Professionals Relationship



発行日 2011年6月1日(水)
発行元 (有)ユービーシー経営
河野会計事務所
〒755-0036
宇部市北琴芝 1-6-10
Tel:0836-33-6717
Fax:0836-33-6753



震災による主な資金繰り制度のまとめ

震災後、多くの資金繰り支援策が実施されていますが、主な制度の対象者を中心にまとめました。

災害復旧貸付(日本公庫): 震災で倒壊等の直接被害を受けた方、及び直接被害者と取引依存度が一定以上の間接被害者が対象。風評被害等は対象外。

セーフティネット貸付(日本公庫): 業況が悪化している中小企業者が対象。震災を直接的な原因とする場合に限らず、計画停電、風評被害、材料調達に支障が生じている等を原因とする場合も含まれます。

災害関係保証(保証協会): 災害で倒壊等の被害を受けた直接被害者のみ対象。

セーフティネット保証(保証協会): 指定業種(平成23年度上期は原則全業種が対象)に属し、売上の減少等について、市区町村の認定を受けた中

小企業が対象。計画停電、風評被害、材料調達に支障が生じている等を原因とする場合も含まれます。

マル経融資(商工会・商工会議所): 商工会等の経営指導を受けている小規模事業者が対象。

小規模企業共済(中小企業基盤整備機構): 災害時貸付は、災害の直接・間接被害を受けた方、緊急経営安定貸付は、風評被害等によって売上が急激に減少することが見込まれる方が対象。

倒産防止共済(中小企業基盤整備機構): 共済事由に「受け取った手形が災害不渡りとなった場合」と「震災により死亡・行方不明等となった事業者に対する回収困難な債権」を新たに追加。

雇用調整助成金(労働局・ハローワーク): 震災に伴う経済上の理由(計画停電、部品の調達困難等)により休業を余儀なくされた事業主が、雇用維持のため休業等をした場合に助成。



知っておきたい印紙税



印紙税は、仕事をする上で身近な税金ですので、新入社員をはじめ従業員も知っておきましょう。

課税文書は「印紙税額一覧表」で確認

印紙税は、「領収書」「契約書」「手形」など一定の文書に対して課せられ、文書を作成した人が定められた金額の収入印紙を文書に貼り付け、消印して納付します。領収書や契約書などは、記載金額に応じて印紙税額が異なりますので、ご注意ください。

領収書は3万円以上から印紙税が必要となりますが、記載金額の消費税額を区分記載している場合や税抜価格を記載している等により消費税額が明らかであれば、税抜価格により印紙税額を判定することができます。

例えば、税抜価格29800円の領収書において、「税込価格31290円」だけを記載した場合は印紙税200円が必要ですが、「税込価格31290円 うち消費税額1490円」と記載すれば、印紙税

は課せられません。

貼り忘れや消印漏れは過怠税が

収入印紙の貼り忘れや印紙が必要なことを知らなかった場合であっても、印紙税を納付していないことを税務署から指摘されれば、その印紙税額の3倍（自主的に申し出た場合は1.1倍）の過怠税が課せられます。また、収入印紙に所定の方法で消印をしていなかった場合は、その収入印紙と同額の過怠税が課税されます。

なお、印紙税は紙文書の現物を交付した場合が対象のため、メールやFAXで送信した場合は対象外となり印紙は不要ですが、印刷した文書やFAXした原本を郵送等で交付すれば、課税対象です。



会社と社長の金銭貸借にはルールがある



資金繰りのために社長が会社にお金を貸し付けることはよくあります。この場合は、無利息の貸付けでも問題ありませんが、必ず通帳を通すなどしてお金の出所がわかるようにしておきます。

一方、会社からお金を借り入れた場合、一定利率以上の利息を支払う必要があります。一定の利率とは、年4.3%（4% + 公定歩合）または銀行などからの借入金の利率です。これに満たない利率で借り入れた場合は、その差額が給与とみなされ課税されます。

ただし、災害や病気などで臨時に多額の生活資金が必要となり借り入れた場合などは、一定利率以下でも課税されません。

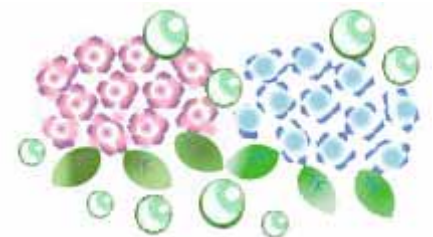


労働保険の年度更新手続きについて

先月末に労働保険の年度更新の申告書が送られてきています。労働保険（雇用・労災保険）は、既に納付した前年度の概算保険料の確定精算と当該年度の概算保険料の申告・納付の手続きが必要となり、この手続きを「年度更新」といいます。

年度更新は、原則6月1日～7月10日（今年度は7月10日が日曜日のため7月11日）までに行いますが、社会保険の算定基礎届の提出時期と重なるため、早めの準備が必要です。

なお、保険料率は昨年と変わりません。



【 建設業界ニュース 】



業務成績評価を細分化～中国地方整備局

中国地方整備局は、2011年度の業務入札・契約方針をまとめた。業務成績に関する評価を、現在の5段階評価からさらに細分化するなど企業、技術者の成績および表彰の評価を見直すほか、プロポーザルの配点合計を200点から100点、総合評価方式の配点合計を200点から60点に見直すなど、公平な技術力の評価を行うための評価方法の改善を実施した。

UBC社福情報

No. 132

Selected Clients & Professionals Relationship



発行日 2011年6月1日(水)

発行元 (有)ユービーシー経営

河野会計事務所

〒755-0036

宇部市北琴芝 1-6-10

Tel:0836-33-6717

Fax:0836-33-6753

トピックズ

東京都 社会福祉法人の経営適正化への新制度を公表

～ 都が社会福祉法人の経営指導～

東京都福祉保健局は4月15日「東京都社会福祉法人経営適正化検討会」による社会福祉法人経営適正化の仕組みを取りまとめ、独自の仕組みを提言しました。

これによると、社会福祉法人の経営状況を判定するチェックリスト、課題パターンに応じた処方箋（経営改善策）による早期発見を行い、自己改善ができない場合は「社会福祉法人経営審査会（仮称）」（以下「経営審査会」という。）の諮問により、早期対応を行うこととしています。その際、財務状況に関して都が定める水準を下回ったり、指導検査などを通じて組織管理面の問題があることが判明した法人は重点的な指導の対象とされ、経営審査会が自主的な改善が困難と答申した場合には、都が法人の経営改善に向けて「一段と強い指導」を実施し、こうした指導によっても改善が見られない場合には再度経営審査会に諮問、経営審査会は利用者保護を最優先に考慮した上で、「法人解散も含む行政処分に相当するかどうか」「法人の合併や事業廃止などを含む行政指導に相当するかどうか」などを答申する、といったシステムになっています。都は来年度運用開始に向けた実施要綱を平成23年5月下旬にも策定できるよう準備を進めています。

また同検討会の報告書「社会福祉法人の経営適正化に向けて」では、社会福祉法人が抱える経営上の課題を早期に発見し、対応することが重要と指摘しており、課題があるかどうかを判断するための財務分析の材料として、都内709法人の平均値を示して解説しています。都は社会福祉法人自らが経営状況や課題を認識できるよう、決算書データを入力すれば財務指標を自動で計算できるツール（エクセルファイル）をHPに掲載しています。今後、他の道府県に波及する可能性もあり、第三者評価や労務・会計コンサルタントの外部専門家を活用するなど、社会福祉法人の自己改善能力を高めることが重要と考えられはじめています。

（参考：東京都HPより「社会福祉法人の経営適正化に向けて」 / キャリアブレイン）

平成20年度決算 都内社会福祉法人平均値

	事業活動収入対借入金比率	労働分配率	人件費委託費比率	経常活動収支差額率	流動比率	純資産比率	固定長期適合率
都内法人平均	2.4	85.3	73.3	4.8	1125.8	86.0	82.4
保育	0.4	87.5	78.0	5.6	1150.8	88.8	86.3
障害	2.9	77.3	68.3	7.3	1311.1	85.2	70.7
介護	3.2	87.0	71.5	3.2	1115.2	84.4	83.8
措置等	0.2	96.5	70.4	2.1	1227.3	88.9	79.6
複数	5.1	84.8	71.2	3.5	783.3	82.8	83.8

トピックズ

保育所運営費及び介護報酬から災害義援金の支出が可能に

厚労省雇用均等・児童家庭局と老健局はそれぞれ4月7日と28日に、保育所運営費及び介護報酬から災害義援金を支出することが可能、という内容の事務連絡を发出、保育所運営費については「東日本大震災に係わる運営費の扱いに関するQ & A」に、義援金支出の扱いに関するQ & Aを新たに追加するかたちで示しています。

保育所運営費からの義援金については、全国私立保育園連盟、全国保育協議会、日本保育協会等のホームページによれば、保育所ごとの協議を不要とした例や保育所あたり定員数×2,000円および預金利息を運営費から支出できることとした自治体の例もあるようです。ただしその際の会計処理については特に示されていません。

保育所運営費から被災地に対する災害義援金を支払うことは可能か。 (雇用均等・児童家庭局)	通常は運営費から災害義援金を支払うことは、弾力的な運用の範囲外であると解される。しかしながら保育所運営費から特例的に「保育所運営費の経理等について」等の通知に規定する用途範囲以外の支出に抵触しない取扱いとする。 災害義援金の支出に当たっては、法人運営に支障を来さず、理事長の専決規定の範囲内、若しくは、理事会・評議員会の承認を得て所轄庁に協議を行った上で支出することとする。なお、一般の災害義援金は保育所運営費が原資であることに鑑み被災地の児童福祉事業やその他の社会福祉事業の復興等に充てることが可能となるよう適切な相手先を通じて寄付することが望ましい。
東日本大震災に対し社会福祉法人が義援金を支出することの特例について (老健局)	社会福祉法人が運営する特別養護老人ホーム、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護施設の介護報酬は、「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について」において資金の運用が取扱われているところです。しかし、この度の東日本大震災は被害が極めて甚大であることに鑑み、東日本大震災に係わる義援金の支出は特例的に次の要件を満たすことを条件に支出を可能とします。当該法人の運用に支障を及ぼすような金額ではないこと。当該法人と特殊な関係が疑われるような団体等へ寄附するものでないこと。法人内部の意思決定プロセスに違反するものでないか、定款に違反するものでないかの確認等を行うこと。

(参考：遊育4月25日号、各保育団体HP、厚労省HP)

認定こども園の認定園 平成19年から8倍

各都道府県における平成23年4月1日現在の認定こども園の認定状況は、前年度に比べ230園増え、762園に達しました。安心子ども基金を活用して私立幼稚園が認可保育所を整備し、認定こども園となるケースが増えています。都道府県別では東京都は65件、兵庫県60件、北海道41件となっています。

平成19年は94件の認定がありましたが、平成23年では約8倍の認定となっています。前年度から認定件数は伸びていますが子ども・子育てビジョンなどでうたわれた2012年までの目標認定件数2,000件以上には達しない見通しです。「子ども・子育て新システム」の動向が不透明ですが「こども園(仮称)」への移行に向け、幼保一体化は着実に進み始めているようです。

	計	類型別の認定状況				公私別	
		幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型	公	私
19年	94	45 48%	32 34%	13 14%	4 4%	23 24%	71 76%
20年	229	103 45%	77 34%	35 15%	14 6%	55 24%	174 76%
21年	358	158 44%	125 35%	55 15%	20 6%	87 24%	271 76%
22年	532	242 45%	179 34%	86 16%	25 5%	122 23%	410 77%
23年	762	402 53%	229 30%	100 13%	31 4%	151 20%	611 80%

(参考：4月11日遊育)

障害者施策の関連情報

去る4月22日、4月18日に開催された障がい者制度改革推進会議において検討・協議された法案の内容を踏まえ、障害者基本法の改正案が国会に提出されました。

改正案では「全ての国民が障害の有無にかかわらず等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるものである」とする理念のほか障害者の定義の見直しなど、障がい者制度改革推進会議内において検討された項目を盛り込んでいます。また障害者権利条約の批准を目指し、新たに「(前略)社会の実現は、そのための施策が国際社会における取組と密接な関係を有していることに鑑み、国際的協調の下に図らなければならない。」という条文を加えています。今回の会議では、障害者基本法の改正案について、出席委員から「障害のある女性」についての施策を明記することを求めるほか、障害者の職業斡旋のみならず就職後のフォローアップを行うことや障害者の就職機会拡大のための施策を講ずることなど総合的な支援を行うことを明記するよう提案がありました。

今後、この法案提出を皮切りに2012年に障害者総合福祉法案(仮称)、翌13年に障害者差別禁止法案(仮称)の提出と続き障害者権利条約の批准を目指す予定です。

(参考：福祉新聞5月2日号、内閣府・障がい者制度改革推進会議HP)